

〔研究ノート〕

中国国家統計局「家計調査」の収入項目分類の変遷の意味するもの

温 海燕・伊藤セツ

1. 問題の背景－なぜ収入項目分類の変遷に注目するか

1990年代以降、欧米を先頭とする比較福祉国家論が展開され、21世紀に入って、東アジア諸国・地域の社会福祉戦略や社会政策の比較研究が盛んになってきた（例えば大沢編 2004、社会政策学会編 2006）。欧米福祉国家の多様性については、エスピニン・アンデルセンの「自由主義レジーム」「保守主義レジーム」「社会民主主義レジーム」という三つの類型で説明されることが多いが、アジアの先進国日本はそれにあてはまらず、ましてや他の東アジア諸国にあてはめることは不可能であるとされている。また、東アジア諸国の経済発展は「東アジアモデル」と一括されることはあっても、福祉システムは「東アジアモデル」と一括することはできない（上村 2004: 35-37）。東アジア諸国の福祉システム、福祉戦略の独自性と多様性をどう説明するかが議論されている（大沢編 2004: 1）。東アジアという場合、大沢は、北東アジアおよび東南アジアをさして広義に使用しているが、一般にまず韓国が（武川・イ編 2006）、比較の対象とされ、そして中国が、注目されている。

その中国は、「福祉戦略」、あるいは「社会政策」を問題にする場合は、東アジア諸国の比較の対象国に入るが、「福祉国家」概念で比較しようとはできない。その理由は、資本主義の日本や韓国と異なり、中国は社会主義市場経済という他と異なる経済体制をとっているので、社会保障や保健衛生サービスなどの国民福祉の増進を図ることを目的に

掲げるというだけの一般的定義で、福祉国家概念を持ち込むことはできないからである。なぜなら福祉国家は、第二次世界大戦後の英國や北欧諸国で資本主義的秩序を維持するために発展したものであり、また、社会民主主義的改良による場合も、社会主義経済体制との対抗関係のなかで形成されてきたものだからである。しかし、その社会主義の本流、ソ連・東欧は完全に社会主義を放棄して資本主義市場経済に移行し、ソ連・東欧とは異なる独自の社会主義計画経済体制をとってきた中国は、競争原理の市場経済をその体制内に取り込むという新たな政策をとるに至った。東アジア福祉国家に関する議論において、中国は、二重に（アジアの社会主義国家であることと、社会主義計画経済に市場経済をとり込んでいるということ）特殊な位置にある¹。

筆者らは、こうした問題をそれぞれの目線で意識しながら、中国国家統計局の家計調査資料に限定した議論を展開する。その理由は、家計調査収支項目分類が、「福祉レジーム」類型とは一定程度関係しているという色川（2003: 136）の指摘に触発されてのことである。色川は、「家計収支の特徴は福祉レジームそのものの一断面ともいえる」（同前）と書いて、日・米・韓・独の家計調査を用いた研究を行なっている。

かねてより、伊藤は、日本の政府家計収支項目分類の変遷を追い（伊藤 1973 a, 1973 b）、「勤労者世帯」の収入主体の、性別を問わない「世帯主」と「その妻」を同列に併記する分類の矛盾を指摘し（Ito, Ishiro 1989），家計統計の収入構造部分にジェンダ

1 王文亮（2006 a）は、「中国は福祉国家になったこともなければ、いま現在、福祉国家に向かって進んでいることもない」（p. 9）として、中国は福祉国家を目指しているかといえば、状況はかなり微妙であるが、「中国は果たして福祉国家の道を避けて通れるか、はなはだ疑問である」（p. 12）と言っている。王の福祉国家の定義や歴史認識が書かれていないので、深くは理解できないが参考までに引用しておく。

ー視点を入れて分析し、家計収入への妻の寄与率の増大を、妻の就業形態別に分析し、特に妻に勤め先収入のある「共働き世帯の家計」に注目して、労働力の「価値分割」を実証しようとしていた（詳細は、伊藤 1990: 107–133）。それは、歴史的に、きわめて少しづつではあるが、男性世帯主の勤め先収入家計寄与率に対して、配偶者（妻）のそれを高めていく傾向から「価値分割」を把握しようとするためであった。

他方、ジェンダー論は家計の権力構造という視点から、世帯内の夫妻の経済関係に注目し、大沢は、male breadwinner を、「男性稼ぎ主」という日本語で表して、「男性稼ぎ主型モデル」として福祉レジーム論と関わらせている。今日においては、こうしたジェンダーイデオロギーに基づく考えが主流であり、伊藤の「価値分割」実証的研究とはかみあわない今まで議論は進んできている。

上記のような問題意識を持って、社会主义市場経済体制国家中国の国家統計局の家計調査を用いたとき、何が明らかにされるであろうか。

社会主义計画経済を建前としていた中国は、1978年、改革開放経済に移行し、次第に市場経済化を進めてきている。社会主义市場経済（政治は社会主义、経済は市場経済）を明確化したのは1992年である。この経過の中で、国民の生活問題がどう変化したかを把握するには、中国政府の生活関連統計の収集、とりわけ、中国国家統計局の家計調査を収集し、変遷を追い、その変遷が中国の経済政策とどう対応するかを検討する必要がある。

本論文の目的は、中国国家統計局の都市住民家計調査で用いる現金収支項目分類の変遷を追い、中国の改革開放から社会主义市場経済への変遷が、どのように収入項目分類に反映しているかを検討すること

である。

中国の家計調査についての、あるいは家計調査を用いた日本語で書かれた先行研究は、1980年代後半からみられる。1987年にすでに経済学者中村（1987）の「中国の家計と生活水準」があり、1990年代には、家計統計に注目した九州大学中国経済研究会の鄒偉東²・松川（1991）の「中国の家計調査」や、経済統計学を専門とする川副（1994, 1998）の中国の家計調査方法論に関するもの、（財）家計経済研究所編（1998）の大規模な中国都市生活の調査研究、それと関連する劉敬文（1998）の中国の第9次5カ年計画（1996–2000）と国民生活に関するものがある。

2000年代に入って、中国の国民の生活水準や消費に関する関心はますます高まり、柯隆（2003）、何立新（2004）をはじめ、2006年には、実際に中国の家計調査を使用した家計格差分析が行なわれるようになった（朱珉 2006, 劉家敏 2006, 経済産業省 2006: 129–137）。

同じく中国における先行研究は、日本の総務庁家計調査の翻訳紹介が王玉祥（1988）によってなされている他、1990年代末の中国都市の貧困の増大とその原因について李実（2003）の論文がある。

本稿では、中国国家統計局が公表した1981から2004年まで³の中国都市住民家計調査の現金収支項目分類を用いてその収入部分の変遷を検討する。使用した資料は、①《“六五”期間我国城鎮居民家庭収支調査資料》⁴（国家統計局城市抽樣調査総隊編 1988）、②《全国城鎮居民家庭収支調査資料》（国家統計局城市抽樣調査隊編 1987）、③《中国城鎮居民家庭収支調査資料》（国家統計局城市社会経済調査総隊編 1988–1993各年）、④《中国物価及城鎮居民家庭収支調査統計年鑑》（国家統計局城市社会経済調査総隊編 1996–

2 以下、文献に関する箇所は、中国人名はフルネームで、日本人名は姓のみ書く。

3 本稿でとりあげる1981年から2004年までは、中国の第6次5カ年計画（1981–1985）、第7次5カ年計画（1986–1990）、第8次5カ年計画（1991–1995）、第9次5カ年計画（1996–2000）、第10次5カ年計画（2001–2005）にわたる期間に相当する。なお2006年からは第11次5カ年計画が進行中である。

4 “六五”とは、上注にある第6次5カ年計画（1981–1985）の期間のことである。また、城鎮とは、中国の市（城）と町（鎮）のことであるが、日本語では便宜上都市と訳す。《 》は、中国語の単行本および法律名、制度に付す記号である。“ ”は特定の単語に付す記号である。

2005 各年)。

①は 1981 年から 85 年まで、②は 1987 年、③は 1988 年以降の調査結果が得られる。ただし③は 1996 年から中国価格統計資料を合併して④の《中国価格及城鎮居民家庭収支調査統計年鑑》と名称を変え、このときから、実際の調査年とその結果を報告する年鑑の年名称が 1 年遅れる。

なお、筆者らは 1986 年と 1994 年の調査報告入手していない⁵。

2. 中国国家「家計調査」の沿革・対象・内容・報告書

(1) 沿革と対象の選定・調査内容

中国国家「家計調査」の沿革・対象・内容は、日本の家計調査年報各年にみられるように常に報告書に掲載されているわけではない。本稿では、《中国統計年鑑—2005》、《国家統計調査制度—2003》、中国国家統計局ホームページ、その他、入手可能だった中国国家統計局の部内資料によって叙述する。

中国国家「家計調査」は、①1956 年～1965 年の(職工統計⁶)、②1966 年～1977 年空白期、③1978 年～1983 年回復・準備期、④1984 年～《城市住戸調査制度》と発展してきた。

上記②は文革期に当たる。中国国家「家計調査」は、この文革期の中止後 1980 年 4 月の《国务院[1980] 87 号》に基づいて再開された。この期のものは、1981 年から公表され始める。現在、行なわれている中国国家「家計調査」は 1984 年からの《城市住戸調査制度》に基づくものである。1984 年の調査は、47 都市、9,000 都市労働者世帯を対象に行なわれたが、幾度かの改正を経て、2004 年は、全

国 226 都市、25,000 世帯を調査標本として選定している。

調査対象は中国都市に暮らしている全世帯である⁷。具体的には、次の通りである。

1. 戸籍は当該都市常住非農業世帯。
2. 戸籍は当該都市常住農業世帯。
3. 戸籍は非当該都市にあるが、当該都市に半年以上住む非農業世帯。
4. 戸籍は非当該都市にあるが、当該都市に半年以上住む農業世帯。

調査対象は単身世帯(集団寮に住む単身世帯を除く)および固定住宅を持つ流動人口⁸世帯も含む。

調査内容は、家族構成、職業、現金収入、現金支出、主要商品購入額、家屋の状態、耐久財保有量等である(国家統計調査制度 2003: 389)。

中国の国家「家計調査」は、国务院直轄中国国家統計局を実施局として、国家統計局→省(自治区・直轄市)社会経済調査隊→調査サンプルとして抽出された市・県調査隊→統計調査員→調査世帯、という流れに沿って行なわれる。

調査対象となる都市の標本は、層化多段階で抽出される。具体的には、まず、都市の規模によってすべての省(市)の都市を三つの層に分ける。第二に、各層の人口が省(市)のすべての人口に占める割合によって各層の標本数を決める。第三に、就業者の一人当たり年給の高い順から並べ、各都市の人口数を累計した後、ランダムにスタート点を選び、等距離に標本を抽出する。

調査世帯の選定は、二段階に分けて抽出される。第一段階は、抽出単位としての調査住宅の選定であり、これは多段階抽出法で行なわれる。特大⁹、大

5 1986 年については、温海燕が再び中国国家統計局へ問い合わせたところ、調査は実施されたが部内資料として白表紙本のままであり、報告書は公表されていないことがわかった。1994 年については、まだ不明であるが本稿の展開には差し障りはない。

6 この間「大躍進」運動と自然災害の影響で 1960 年、1961 年、一時中止した。

7 1984 年には、調査対象をそれまでの都市部労働者世帯から、都市部在住の非農業戸籍者世帯に拡大した。また、2002 年以降、都市部(鎮を含む)居住者を対象に調査を行なうようになった。

8 都市戸籍は持たないが正式な手続を経て都市部に移動している人口。彼らの大部分は都市戸籍を持つ人々が就きたがらない低賃金の仕事の需要があるので、政府から承認を得ている。

9 特大都市とは、都市非農業人口 100 万人を増える都市である。その中非農業人口 200 万人を増える都市は超特大都市といわれる。例: 北京、上海など。

都市では三段階抽出、中小都市と県では二段階抽出である。調査員が、選定された住宅に住む住民の人数、就業者数、収入などの資料を集めて、これに基づきグループ分けする。調査住宅は3年毎に選定される。第二段階は、調査世帯の選定であり、第一段階で抽出された調査住宅のグループに比例した確率比例抽出によって調査記帳世帯として選定される。その中、30%以上の調査記帳世帯は、小分類の消費支出項目の購入数と金額を記入する。他は、中分類の消費支出項目を記入する。調査記帳世帯は1年に3分の1を交替し、3年間で全部更新される。記帳方式は調査内容による日々の記入と、年一回記入方式とを結合している。収入と非消費支出内容は世帯成員別に記入され、消費支出は世帯単位で記入する。記帳に困難がある調査世帯は、調査員が替わってこれを記入する。記帳期限は前月21日から、当月20日までである。調査員は月二回、調査世帯を訪問する。記帳簿は月一回収集する。選定世帯の調査協力費は月10元¹⁰(140円)程度である。各地の状況により増加の傾向がある。

(2) 調査結果表・中国国家「家計調査」(現行) の製表の特徴

調査結果表は、①「都市住民世帯構成基本情況調査表」、②「都市住民世帯家屋の状態基本情況調査表」、③「都市住民世帯職業情況調査表」、④「都市住民世帯耐久財保有量調査表」、⑤「都市住民世帯現金収入と支出調査表」、⑥「都市住民世帯消費支出調査表」、⑦「都市住民世帯食品消費調査表」、⑧「都市住民世帯非現金(実物とサービス)収入調査表」の8つの表で表される。①、③、④、⑤、⑥は、月報と年報、②、⑧は年報のみ、⑦は3年に一度報告される。

本稿に直接関係しないが、次の研究課題と関わることなので、中国国家「家計調査」の製表の特徴に

ふれておく。年報2005年版(2004年調査)を例にとれば、内容は「価格調査」と「家計収支調査」の部分に大きく分かれている。後者は、全国と省・自治区、直轄市に分かれて製表されている。

本稿は全国家計収入項目を直接の対象としているので、全国の製表をみると、実際の数値、構成比および時系列変化を示す表からなる。調査結果の示し方は、①調査世帯属性に統いて、実際数値で、②現金収支実額、③消費支出実額の順であり、④同構成比、⑤購入主要商品数量、⑥同保有量が示されている。うち②～④は、可処分収入117分位階級に分かれていることが第一の特徴である。すなわち、低い方から高い方へと10% (日本でいう第I分位、以下同、中国ではうち下位5%を「貧困層」として区分)、10% (II)、20% (III)、20% (IV)、20% (V)、10% (VI)、10% (VII)という順に並べている。この7分位での製表が、中国の家計格差を示すものとして、多方面に利用されている。

また家計調査の数値は、年間1人当たり単位¹²で製表される(日本の家計調査は世帯・月単位)。

3. 中国国家「家計調査」の収入項目分類の変遷—1981年から2004年まで

収入、支出の分類は1981から2004年までの24年で多くの変化があった。特に第6次5ヵ年計画(1981-1985)終わりの1985年、第7次5ヵ年計画(1986-1990)中の1988年、第8次5ヵ年計画(1991-1995)中で改革開放の加速・社会主義市場経済の確立をうたった1992年、21世紀に入ってから定められた第10次5ヵ年計画(2001-2005)中の2002年の家計調査では、新設、廃止、名称変更、再登場など大幅な変更がみられた。中国国家「家計調査」分類の変遷は中国経済政策の変遷に伴って変化する。その変化を、順を追ってみていくことにするが、本稿では収入分類に注目する(表参照)。

10 2006年11月7日為替レートにより1元で約日本円で14円である。

11 可処分収入=世帯収入総額-所得税支出-個人保障費支出-調査協力費

12 この点について、温海燕は、2006年7月28日、中国国家統計局都市社会経済調査総隊都市世帯調査科程学兵隊長に電話(電話番号は86-01-68782690)で質問した。回答は、1人当たりで出することで、国民の平均生活水準の変化を把握することができるし、社会経済的指標と比較するとき1人単位は簡単で、便利であるとのことであった。

表 中国国家統計局「家計調査」の収支項目分類の変遷

6・5計画(1981~1985)期

6・5計画(1981~1985)期				7・5計画(1986~1990)期			
1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
一、実収入	一、実収入	一、実収入	一、実収入	一、収入総額	一、収入総額	一、収入総額	一、現金収入
1. 全国職工 ¹⁾ 賃金 (1) 標準賃金 (2) 賞与 (3) その他	1. 全国職工賃金 (1) 標準賃金 (2) 賞与 (3) 超過出来高賃金 (4) その他賃金・手当	1. 全国職工賃金 (1) 標準賃金 (2) 出来高賃金 (3) 超過出来高賃金 (4) その他	1. 全国職工賃金 (1) 時間賃金 (2) 賞与 (3) 各種賞与 (4) 各種手当	1. 全国所有制職工 ¹⁾ 賃金 (1) 標準賃金 (2) 変動賃金 (3) 請負契約収入 (4) 賞与 (5) 各種手当 (6) その他	1. 全国所有制職工 ¹⁾ 賃金 (1) 標準賃金 (2) 変動賃金 (3) 請負契約収入 (4) 賞与 (5) 各種手当 (6) その他	1. 全国所有制職工 ¹⁾ 賃金 (1) 標準賃金 (2) 変動賃金 (3) 請負契約収入 (4) 賞与 (5) 各種手当 (6) その他	1. 全国所有制職工 ¹⁾ 賃金 (1) 標準賃金 (2) 変動賃金 (3) 請負契約収入 (4) 賞与 (5) 各種手当 (6) その他
4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. その他収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. その他収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. その他収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. その他収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. 財産売却収入 8. 下宿人支払い金 9. 調査協力費 10. その他の収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. 受贈収入 8. 財産売却収入 9. 下宿人支払い金 10. 調査協力費 11. その他の収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. 受贈収入 8. 財産売却収入 9. 移転収入 10. 下宿人支払い金 11. 調査協力費 12. その他収入	4. 個人労働者収入 5. その他労働収入 6. 家族扶養・受贈収入 7. 受贈収入 8. 財産売却収入 9. 移転収入 10. 特別収入
二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出	二、実収入以外の収入 うち: 預貯金引出
三、実支出	三、実支出	三、実支出	三、実支出	三、実支出	三、実支出	三、実支出	三、実支出
1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. 繰越金	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他	1. 生活費支出 2. 家族扶養・寄贈支出 3. その他
四、実支出以外の支出 うち: 預貯金 () 記者補足	四、実支出以外の支出 うち: 預貯金 () 記者補足	四、実支出以外の支出 うち: 預貯金 () 記者補足	四、実支出以外の支出 うち: 預貯金 () 記者補足	五、繰越金	五、繰越金	五、繰越金	五、繰越金
五、繰越金							

8. 銀行からの住宅ローン	9. その他実収入以外の収入
3. 賃金	4. 借金返済
4. 寄贈支出	5. その他の
5. 繰越金	
五、家族扶養支出	
2. 寄贈支出	1. 生活費支出
3. その他	2. 非消費支出
4. 家族扶養支出	(1) ローン利子支出
5. 繰越金	(2) 個人所得税支出
四、実支出以外の支出	(3) その他税金
1. 預貯金	(4) 家族扶養支出
2. 互助会費入金	(5) 保険支出
3. 賃金	(6) その他非消費支出
4. 借金返済	3. 特別支出
5. その他	(1) 寄贈支出
五、繰越金	(2) 住宅購入支出
	(3) その他特別支出
	(二) 実支出以外の支出
	1. 預貯金
	2. 互助会費入金
	3. 賃金
	4. 借金返済
	5. 他の保険金支出
	6. 有価証券購入
	7. 予約購入
	8. 銀行からの住宅ローン 返還
	9. その他実支出以外支出 三、継越金

所: ①“六五”期間我国城鎮居民家庭收入及開支調查資料(1981~85 のデータ), ②《全國城鎮居民家庭收入及開支調查資料》(1987), ③《中國城鎮居民家庭收入及開支調查資料》(1988~1993), ④《中國城鎮居民家庭收入及開支調查資料》(1998)。

（アーティスト名） // リリース年 // レーベル
（アーティスト名） // リリース年 // レーベル

技術的生: 1. 1986年及び1994年調査を掲載した中国の報告書なしに聞き取りによると発表せずとのことです。

十一 汪国真诗选
行云：雨
十五 韩偓诗全集

2002年から毎年されか
に掲載されていかが
て「別春」として刊出

用語解説：*1. 「全国職工」、「全国所有制職工」、「国有經濟單位職工」とは國家行政機關の職員と非營利事業団体の職員及び国有企業の職員である。国有企业とは、資產所有権を国が有する経済組織を指す。【中】

*2. 「集团团職工」、「集团所有制職工」、「集团經濟半單位職工」とは資産所有権が集团に有り、「中国人民共和国企業法と登録管理条例」に基づき、登録した経済組織の職員。退職して再就職したものを除く。

表 中国家統計局「家計調査」の収支項目分類の変遷(つづき)

	1989年	8・5計画(1990~1995)期	9・5計画(1996~2000)期	1997年	2002年	10・5計画(2001~2005)期	2004年	日本収支項目分類
二、総入金	一、総入金	一、総入金	一、総入金	一、総入金	一、総入金	一、総入金	一、総入金	一、総入金
(一) 収入総額	二、可処分収入	二、可処分収入	二、可処分収入	二、可処分収入	二、可処分収入	二、可処分収入	二、可処分収入	二、可処分収入
うち: 生活費収入	三、現金収入	三、現金収入	三、現金収入	三、現金収入	三、現金収入	三、現金収入	三、現金収入	三、現金収入
1. 全国所有制職工賃金	(一) 実収入	(一) 実収入	(一) 実収入	(一) 実収入	(一) 実収入	(一) 実収入	(一) 実収入	(一) 実収入
(1) 標準賃金	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入	うち: 生活費収入
(2) 变動賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金	(1) 標準賃金
(3) 請負契約収入	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金	(2) 变動賃金
(4) 各種賞与	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入	(3) 請負契約収入
(5) 各種手当	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金	(1) 時間賃金
(6) その他賃金収入	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金	(2) 出来高賃金
2. 集団所有制職工賃金	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与	(3) 各種賞与
(1) 標準賃金	(4) 各種手当	(4) 各種手当	(4) 各種手当	(4) 各種手当	(4) 各種手当	(4) 各種手当	(4) 各種手当	(4) 各種手当
(2) 变動賃金	(5) 残業収入	(5) 残業収入	(5) 残業収入	(5) 残業収入	(5) 残業収入	(5) 残業収入	(5) 残業収入	(5) 残業収入
(3) 請負契約収入	(6) 特別手当	(6) 特別手当	(6) 特別手当	(6) 特別手当	(6) 特別手当	(6) 特別手当	(6) 特別手当	(6) 特別手当
(4) 各種賞与	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入	(7) その他の就業収入
(5) 各種手当	(8) 財産収入	(8) 財産収入	(8) 財産収入	(8) 財産収入	(8) 財産収入	(8) 財産収入	(8) 財産収入	(8) 財産収入
3. 職工その他労働者収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入	(9) 移転収入
4. 個人経営労働者収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入	(10) 家族扶養収入
5. 退職者継続就労収入	(11) 退職金	(11) 退職金	(11) 退職金	(11) 退職金	(11) 退職金	(11) 退職金	(11) 退職金	(11) 退職金
6. その他就業収入	(12) 価格補助	(12) 価格補助	(12) 価格補助	(12) 価格補助	(12) 価格補助	(12) 価格補助	(12) 価格補助	(12) 価格補助
7. その他労働収入	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費	(13) 調査協力費
8. 財産収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入	(14) 財産売却収入
9. 移転収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入	(15) その他の就業収入
10. 退職金	(16) 特別手当	(16) 特別手当	(16) 特別手当	(16) 特別手当	(16) 特別手当	(16) 特別手当	(16) 特別手当	(16) 特別手当
11. 特別取扱	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入	(17) 受贈収入
12. 下宿人支払い金	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費	(18) 調査協力費
13. 調査協力費	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入	(19) 財産売却収入
14. 財産売却収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入	(20) その他の就業収入
15. その他特別取扱	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入	(21) その他の就業収入
16. その他労働収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入	(22) 実収入以外の収入
17. 実収入以外の収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入	(23) その他の財産収入
18. 互助会費取金	(24) 借金	(24) 借金	(24) 借金	(24) 借金	(24) 借金	(24) 借金	(24) 借金	(24) 借金
19. 賃金回収	(25) 金回収	(25) 金回収	(25) 金回収	(25) 金回収	(25) 金回収	(25) 金回収	(25) 金回収	(25) 金回収
20. 他の保険取金	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却	(26) 有価証券売却
21. 有価証券売却	(27) 挂金	(27) 挂金	(27) 挂金	(27) 挂金	(27) 挂金	(27) 挂金	(27) 挂金	(27) 挂金
22. 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン	(28) 銀行からの住宅ローン
23. 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し	(29) 現金支出し
24. 現金支出し	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン	(30) 教育ローン
25. 世帯支出総額	(31) その他の支出	(31) その他の支出	(31) その他の支出	(31) その他の支出	(31) その他の支出	(31) その他の支出	(31) その他の支出	(31) その他の支出
26. 世帯支出総額	(32) 食料	(32) 食料	(32) 食料	(32) 食料	(32) 食料	(32) 食料	(32) 食料	(32) 食料
27. 世帯支出総額	(33) 住居	(33) 住居	(33) 住居	(33) 住居	(33) 住居	(33) 住居	(33) 住居	(33) 住居
28. 世帯支出総額	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道	(34) 光熱・水道
29. 世帯支出総額	(35) 家事用具	(35) 家事用具	(35) 家事用具	(35) 家事用具	(35) 家事用具	(35) 家事用具	(35) 家事用具	(35) 家事用具
30. 世帯支出総額	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物	(36) 被服及び履物
31. 世帯支出総額	(37) 保健医療	(37) 保健医療	(37) 保健医療	(37) 保健医療	(37) 保健医療	(37) 保健医療	(37) 保健医療	(37) 保健医療
32. 世帯支出総額	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信	(38) 交通・通信
33. 世帯支出総額	(39) 教育	(39) 教育	(39) 教育	(39) 教育	(39) 教育	(39) 教育	(39) 教育	(39) 教育

(一) 支出総額			
1. 生活費支出	1.2、内職副業収入	1. 被服および履物	1. 食料
2. 非消費支出	(二) 実収入以外の収入	2. その他の消費支出	2. その他の消費支出
(1) ローン利子支出	1. 預貯金引出	3. 家具・家庭用品および修繕	3. 家具・家庭用品および修繕
(2) 個人所得税支出	2. 互助会費取金	4. 医療保健	4. 医療保健
(3) その他税金	3. 借金	5. 交通・通信	5. 交通・通信
(4) 家族扶養支出	4. 貸金回収	6. 教育・教養娯楽	6. 教育・教養娯楽
(5) 保険支出	5. 他の保険取扱	7. 住居	7. 住居
(6) その他非消費支出	6. 有価証券売却	8. その他消費支出	8. その他消費支出
3. 特別支出	7. 挂金	(一) 実支外出	(一) 実支外出
(1) 寄贈支出	8. 銀行からの住宅ローン	1. 食料	1. 食料
(2) 住宅購入支出	9. その他実収入以外の収入	2. 被服および履物	2. 被服および履物
(3) その他特別支出	四、現金支出	3. 家具・家庭用品及び修繕	3. 家具・家庭用品及び修繕
(二) 実支出以外の支出	(一) 実支出	4. 医療保健	4. 医療保健
1. 預貯金	(一) 支出総額	5. 交通・通信	5. 交通・通信
2. 互助会費入金	1. 消費支出	6. 教育・教養娯楽	6. 教育・教養娯楽
3. 貸金	2. 生活費支出	7. 住居	7. 住居
4. 借金返済	2. 非消費支出	8. その他消費支出	8. その他消費支出
5. 他の保険金支出	(1) ローン利子支出	(二) 住宅購入・建築支出	(二) 住宅購入・建築支出
6. 有価証券購入	(2) 個人所得税支出	1. 住宅購入	1. 住宅購入
7. 予約購入	(3) その他税金	2. 建築支出	2. 建築支出
8. 銀行からの住宅ローン返還	(4) 保険支出	3. 移転支出	3. 移転支出
9. その他実支出以外支出	(5) 家族扶養支出	4. 個人所得税支出	4. 家族扶養支出
五、繰越金	(6) 寄贈支出	5. 保険支出	5. 保険支出
(二) 実収入以外の支出		六、実支出以外の支出	
1. 預貯金	1. 消費支出	1. 住宅購入	1. 住宅購入
2. 互助会費入金	2. 生活費支出	2. 建築支出	2. 建築支出
3. 貸金	2. 非消費支出	3. 移転支出	3. 移転支出
4. 借金返済	(1) ローン利子支出	4. 个人所得税支出	4. 个人所得税支出
5. 他の保険金支出	(2) 個人所得税支出	5. 保険支出	5. 保険支出
6. 有価証券購入	(3) その他税金	6. その他の支出	6. その他の支出
7. 予約購入	(4) 保険支出	7. 住宅賃貸立金支出	7. 住宅賃貸立金支出
8. 銀行からの住宅ローン返還	(5) 家族扶養支出	8. 個人年金支出	8. 個人年金支出
9. その他実支出以外支出	(6) 寄贈支出	9. 個人住宅賃立金支出	9. 個人住宅賃立金支出
五、繰越金	(7) 住宅購入・建築支出	10. その他の支出	10. その他の支出
(二) 実支出以外の支出		七、繰越金	
1. 預貯金	1. 実支出以外の支出	1. 預貯金	1. 預貯金
2. 互助会費入金	2. その他の支出	2. 賃金	2. 賃金
3. 貸金	3. その他の支出	3. 借金返済	3. 借金返済
4. 借金返済	4. その他の支出	4. 他の保険金支出	4. 他の保険金支出
5. 他の保険金支出	5. その他の支出	5. 有価証券購入	5. 有価証券購入
6. 有価証券購入	6. その他の支出	6. その他の投資支出	6. その他の投資支出
7. 予約購入	7. その他の支出	7. 住宅ローン返還	7. 住宅ローン返還
8. 銀行からの住宅ローン返還	8. 内職副業支出	8. 車ローン返還	8. 車ローン返還
9. その他実支出以外支出	9. 特別支出し	9. 教育ローン返還	9. 教育ローン返還
五、繰越金	(一) 実支出以外の支出	10. その他のローン返還	10. その他のローン返還
(二) 実支出以外の支出		十一、その他実支出以外支出	
1. 預貯金	1. 実支出以外の支出	11. その他実支出以外支出	11. その他実支出以外支出
2. 賃金	2. その他の支出	七、繰越金	七、繰越金
3. 借金返済	3. その他の支出	八、車ローン返還	八、車ローン返還
4. 他の保険金支出	4. その他の支出	9. 教育ローン返還	9. 教育ローン返還
5. 有価証券購入	5. その他の支出	10. その他のローン返還	10. その他のローン返還
6. その他の投資支出	6. その他の支出	11. その他実支出以外支出	11. その他実支出以外支出
7. 住宅ローン返還	7. その他の支出	七、繰越金	七、繰越金
8. 車ローン返還	8. その他の支出	八、車ローン返還	八、車ローン返還
9. 教育ローン返還	9. その他の支出	九、教育ローン返還	九、教育ローン返還
10. その他のローン返還	10. その他の支出	十、その他のローン返還	十、その他のローン返還
11. その他実支出以外支出	11. その他の支出	十一、その他実支出以外支出	十一、その他実支出以外支出

(1) 準備期—第6次5カ年計画期前半

1) 1981年

公表された最初の1981年調査では、収入は、日本の政府家計調査と同じく「実収入」と「実収入以外の収入」に大きく分かれている。その実収入はさらに7項目に分かれ、まず第1に「全国職工賃金」が、第2に「集団職工賃金」が配置され、以下が「その他」とされている。「実収入以外の収入」は「預貯金引出」が問題にされているだけである。

「実収入」の分類にみる「全国職工」とは、1987年調査以降「全国所有制職工」と呼ばれ、1997年には「国有經濟單位職工」とされているのと同じものであり、国家行政機関の職員と非営利事業団体の職員及び国有企业の職員のことである。国有企业とは、資産所有権を国が有する経済組織を指す。『中華人民共和国企業法人登録管理条例』に基づき、登録した非会社制の経済組織および行政機関、非営利事業団体も含まれる。

これに対し、「集団職工」(同じく名称を変えていく「集団所有制職工」、「集団經濟單位職工」)とは、資産所有権が集団に有り、『中華人民共和国企業法人登録管理条例』に基づき、登録した経済組織の職員のことである。両者ともに一度退職してこれらの職工に再就職したものは含まれない。

第三の「その他勤め先収入」は国有・集団所有部門に含まれていない経済組織のことで、株式会社、有限会社、外資会社、合作会社等、登録した経済組織を指すが、1981年代では、きわめてマイナーであり、市場経済化に伴って比率を高める¹³。この頃は、中国では国有企业と集団企業しか存在せず、都市部労働者を100%就職させる就業体制があった。

2) 1982年

これまで、「全国職工賃金」が、「集団職工賃金」とともに「標準賃金」と「賞与」から成り立っていたが、それに、「超過出来高賃金」が加わった。

3) 1983年

「実収入」が、これまで、労働の対価か、手当て・贈与的なものであったのに対し、項目を増やして、

直接労働とは関係のない収入、「財産売却収入」「下宿人支払い金」「調査協力費」が入ってきている。

(2) 第6次5カ年計画後半から第8次5カ年計画まで

1) 1984年

この年の収入分類では、「標準賃金」が消えて「時間賃金」と「出来高賃金」に変わった。もっとも翌1985年には「標準賃金」は復活しているが、社会主義計画経済下の生活保障給的なものに搖らぎが生じていることの表れとも推測される。また、収入が11項目に増えて、これまで「家族扶養、受贈収入」と1本であったものが「家族扶養収入」と「受贈収入」に分かれて独立したのもこの種の収入が増えてきていることの表れであろう。1983年頃から、労働に応じた配分ではなく、収入格差が広がり、持てるものは売却すべき財産を売却したり、別世帯となっている家族に扶養すべき収入を与えたり、贈与する部分が拡大していく様が反映されているようと思われる。

2) 1985年

1985年、上述のように「標準賃金」という項目は復活したが、「時間賃金」、「出来高賃金」は廃止され、「変動賃金」、「請負契約収入」等、競争的要素が取り入れられたことを推測させる収入項目がいっそう多くなる。また、「実収入以外の収入」が、「預貯金引出」以外、この年はじめて、「互助会費取金」「借金」「貸金回収」「その他」を独立させたが、1987年にはそれを撤回し、その翌年の1988年にはまた復活させている。

以上は《“六五”期間我国城鎮居民家庭収支調査資料》を用いて収入項目を追ったものである。1986年については公表されていないので、筆者らは1987年以降、《中国城鎮居民家庭収支調査資料》各年によって変遷を見ることとする。以下は、変更があった年のみ表に入れている。

13 用語解説は何立新(2004: 56)参照。

3) 1987年

中国では、1987年から計画経済と市場経済の併用、国家が市場を調節し、市場が企業を導くという計画経済と市場調節の結合の体制をとるようになつた。家計調査の収入項目分類をみると、これをどう反映しているであろうか。まず収入発生別労働者の呼称が「全国職工」から「全国所有制職工」へ、「集団職工」から「集団所有制職工」へと変わる。この年、上述のように1985年に細分化した「実収入以外の収入」の項目が、元に戻る。

4) 1988年

これまで、収入分類の中で「個人労働者収入」として「実収入」の4番目にあったものが「個人経営労働者収入」となり、それに、「退職後継続就労収入」「その他就業収入」「その他労働収入」「財産収入」「移転収入」と続き、「移転収入」が、(1) 家族扶養収入、(2) 退職金、(3) 價格補助、(4) その他移転収入と細分化された。「価格補助」というのは新項目である。また「特別収入」という項目を起こして、(1) 受贈収入、(2) 下宿人支払い金、(3) 調査協力費、(4) 財産売却収入、(5) その他特別収入、の5つを括っている。

「実収入以外の収入」に関しては、1. 預貯金引出、2. 互助会費取金、3. 借金、4. 貸金回収が復活し、さらに、5. 他の保険取金、6. 有価証券売却、7. 掛金、8. 銀行からの住宅ローン、9. その他実収入以外の収入、という項目が起きたのである。この年、表中にみられるように支出項目にも大きな変化があるが、ここでは立ち入らない。

5) 1989年

1989年は、収入の冒頭に「繰入金」を入れる以外は、変わっていない。その後数年間、収支項目分類に変化は見られない。

1990年代に入って、1992年は中国の経済政策改革にとって最も重要な一年であった。92年、鄧小平による中国南方視察時の重要講話によって、中国の改革開放が加速されたのである。同年、中国の第

14回党大会で、中国は、社会主義市場経済を宣言した。それに呼応するかのように都市家計の収支項目分類は改定された。

6) 1992年

1992年の収入項目中にはじめて「可処分収入」という用語が現れた。「全国所有制職工賃金」にも「集団所有制職工賃金」にも、「標準賃金」「変動賃金」「請負契約収入」という項目はなくなり、(1) 時間賃金、(2) 出来高賃金、(3) 各種賞与、(4) 各種手当のほか、(5) 残業収入、(6) 特別手当という項目が登場する。「その他所有制職工賃金」「職工その他勤め先収入」のほか「5. 個人経営者収入」「6. 個人会社からの収入」「7. 退職者再就業収入」が新設・名称変更され、「10. 財産収入」が、(1) 利子、(2) 株式配当金、(3) その他財産収入、と具体的細分類項目をもつて至ったほか、「12. 内職副業収入」も項を起こしたのである。

その後、1996年から中国価格統計資料を合併して《中国価格及城鎮居民家庭収支調査統計年鑑》と名称を変え、このときから、実際の調査年とその結果を報告する年鑑の年名称が1年遅れることに注意を要する。

7) 1997年

1987年に「全国職工」から「全国所有制職工」へ、「集団職工」から「集団所有制職工」へとなった項目名称は、この年からそれぞれ「国有經濟單位職工」「集団經濟單位職工」「その他經濟單位職工」と、所有から經濟單位へと視点の置き方を変える。前二者は、その内訳を、(1) 勤め先収入、(2) その他収入の2本立てとする。これが2001年まで続く。

(3) 21世紀の収入項目分類

新世纪2001年から、中国人民の総体的な生活水準は「小康14」を実現したとして、中国の第10次5カ年計画の実施に入る。北京オリンピックの2008年開催が決定、世界貿易機関(WTO)への加盟のため、経済政策を調整したのもこの年であり、

14 中国政府がとりくんできた、国民生活の向上目標の第二段階をあらわす言葉。「小康」とは「まづまづの生活レベル」(中進国レベル)のこと、2000年まで目標を基本的に達成したとしている。第三段階は「富裕」(豊かな生活=先進国並み)で21世紀半ばまでとしている。詳しくは座間(2006: 92-94)。

ASEAN の自由貿易協定 (EFT) に調印した。またこの年は、日中国交正常化 30 年に当たる。

● 2002 年

2002 年には収支項目分類の大幅な変更がみられた。収入項目中に「国有経済単位」、「集団経済単位」のような分類項目名称は廃止され、(一) 勤め先収入、(二) 事業収入、(三) 財産収入、(四) 移転収入に 4 分された。この段階で、収入項目分類から、社会主義計画経済的な用語は姿を消し、日本の総務省統計局家計調査とほとんど変わらぬものになったといつても過言ではない。(一) 勤め先収入は、1. 定期収入及び特別手当と 2. その他労働収入からなり、(三) 財産収入は、従来の 1. 利子収入、2. 株式配当金に加えて、3. 保険取金、4. 投資収入、5. 家賃収入、6. 無形財産収入が項目として立てられた。(四) 移転収入には、1. 年金あるいは退職金に加えて、2. 社会的扶助金、3. 解雇金、4. 弁償金、5. 保険収入が置かれたのである。家庭の内職副業収入の項目も廃止された。財産売却収入は、1. 家屋売却収入と 2. その他に分けられた。

「実収入以外の収入」では、「互助会費取金」「掛金」は廃止となり、6. 回収投資金、8. 車ローン、9. 教育ローン、10. その他ローンとローンの種類を細分化している。

2002 年以降中国の家計調査の収支項目はほとんど変わらず今日に至っている。

4. 考 察

以上の検討を終えて、第一に問題にしたいのは、20 世紀を通じて収入分類の中で上位 3 位をしめていた「国有企業」で働いて得た賃金か、「集団企業」でのそれか、「その他個人企業」での収入かという収入発生源泉別ともいべき、中国社会主義経済の特徴を直接的に反映した区分の仕方をとり続けていたことである。所有別企業部門の工業生産総額に占めるシェアを示す統計をみると、1980 年に、「国有企業」が 76%、「集団企業」23% で殆どであったものが、1996 年には、「国有企業」が 29%、「集団企業」40%、「個人企業」が 16%、「その他企業」が 17% と大きく変化している（王署光・王智新ら編

1998: 174）。この企業形態分類は、1998 年に改訂され、2002 年（現行の収入分類となった時点）には、「内資企業」「香港・マカオ・台湾投資企業」「外資企業」に大きく分かれ、さらに「内資企業」が従来の「国有企業」「集団企業」「個人企業」の他、4 種の合計 7 種にわかれ、比較することは出来ない。こうした経済的変化が家計収入項目分類に反映し、従来の分類を廃止することにつながったものと思われる。

第二に、上記「国有企業」「集団企業」等からの賃金が、「標準賃金」つまり固定給か、時間給か、上乗せの出来高賃金かという賃金形態別区分に明記されるようになったこと。つまり、当初は、生活保障的と思われる「標準賃金」だけであったが、次第に労働量や産出量に呼応する市場経済の競争原理的要素を取り入れていった経過を示す変遷がわかるこ

とである。

第三に、収入項目分類が時を経て多岐にわたるようになることである。このことについて、中国では 1980 年代頃から、本業以外のいわゆる第二職業を持つことが認められ、「一般の労働者は、正規の手続きをすませ本業に影響さえしなければ、第二職業に従事することになんら問題はない。退勤後や週末といった余暇を利用して新聞売り、自転車・家電修理、理髪、家庭教師をしたり、郷鎮企業の技術指導をするなどがそれである」という王文亮（2006 b: 300-301）の叙述が当てはまる。

第四に、日本の総務省家計調査の収入項目分類と比較すると、日本は、収入が入る主体が部分的に性別に区分されているが、中国では（その他の国もそうであるが）全く区分されていないということである。項目の多さによって、「収入多元型」で世帯を維持していることはわかるが、その性別が不明で、社会主義計画経済から社会主義市場経済の推移にもなう世帯内収入のジェンダー関係、性別家計寄与率が全く目に見えない。上述調査内容の説明では、「収入と非消費支出内容は世帯成員を分けて記入され」とあるので、個表データでは把握されているはずである。集計にまで反映されることを期待したい。

第五に、福祉戦略、社会政策、福祉国家論に関わ

る収入項目であるが、それを表現すると思われる「移転収入」という項目は1988年に始めて現れる（それまでは「家族扶養収入」という項目のみであった）。2002年以降、現行分類で（四）移転収入は、1. 年金あるいは退職金、2. 社会的扶助金、3. 解雇金、4. 弁償金、5. 保険収入（うち：失業保険）と区分されるようになった。このことから、社会主義計画経済時代の政策であるはずの社会的保障は、収入項目としては表れて来なかつたことが確認され、社会主義市場経済が進展してから、「移転収入」すなわち、「社会保障給付」が目に見えるようになってきたことがわかる。また社会主義計画経済時代の「完全就労」が市場経済を導入して崩れていることによって、解雇・失業への対応が「移転収入」として目に見えるものとなる。

以上のこととは、ヨーロッパ的「福祉レジーム論」になぞらえて、「脱商品化」、「脱家族化」等のタームはもとより中国に当てはまらないことを示すものであろう。社会主義中国の労働力は市場経済の下では商品になるとしても、第二職業による収入は「脱商品化」による収入か、二重の「商品化」なのか、また、「家族扶養収入」が、収入項目に当初から見られて今日まで継続していることから、「脱家族化」は、欧米先進国のようなジェンダー問題とは離れたところでそもそも課題設定の外にあるのか、等が検討されなければならないであろう。

最後に、問題点として、報告書に調査票の添付がないこと、収支項目分類の例示が書かれていないことをあげたい。

本稿では、収入項目の数値の比等の推移を見る余裕がなかったが、それを含め、支出項目分類の変遷や、格差拡大が、中国の市場経済の進展の度合いとどう関連しているかを検討すること、2006年からの中国の第11次五ヵ年計画等による経済政策が、国民の生活問題にどう反映するか、福祉戦略、社会政策の方向を含め、研究課題としていきたい。

本稿は、2006年8月22日、（社）日本家政学会生活経営学部会で温海燕が口頭報告したもの（温海燕 2006）の一部を、その時の質疑や示唆に基づき、

伊藤の問題意識をも含めて、両人で討論の上作成したものである。本文および、表中の中国語からの邦訳は温海燕による仮訳である。

引用・参考文献

- 日本語文献（著者名50音順）
- 安部志郎・井岡勉編（2000）『社会福祉の国際比較—研究の視点・方法と検証』有斐閣、東京。
- 伊藤セツ（1973a）「家計費目分類の理論的検討について」『北星学園女子短期大学紀要』No. 18, 1-22。
- 伊藤セツ（1973b）「労働者世帯の収支項目分類に関する一考察」『国民生活研究』Vol. 13, No. 2, 13-42。
- 伊藤セツ（1990）『家庭経済学－有斐閣経済学叢書15』有斐閣、東京。
- Ito, Setsu & Shunko Isiro (1989) Issues Concerning the Concept of the Term 'Household Head' in the Family Income and Expenditure Survey By S. B. of M & CA, 『日本家政学会誌』Vol. 41, No. 8, 663-672.
- 色川卓男（2003）「勤労者家計構造の国際比較—日・米・韓・独の比較」埋橋編（2003: 135-165）。
- 埋橋孝文編（2003）『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、京都。
- 王署光・王智新・朱建榮・熊達曇編（1998）『現代中国』柏書房、東京。
- 王文亮（2006a）「『格差』の視点から中国の社会政策を捉え直す—東アジア福祉国家論との関連で—」社会政策学会第112回大会口頭報告配布資料 (http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/sssp/112_taikai/F 3-3 Won.pdf でアクセス可能, 2006. 11現在).
- 王文亮（2006b）『格差で読み解く現代中国』ミネルヴァ書房、京都。
- 大沢真理編（2004）『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ書房、京都。
- 温海燕（2006）「中国国家家計調査の変遷と都市家計の格差拡大」『2006年生活経営学部会夏期セミナー要旨集』（社）日本家政学会生活経営学部会, 25。
- （財）家計経済研究所編（1998）『中国の国民生活事情—改革開放の中で、都市生活者の今』大蔵省印刷局、東京。
- 何立新（2004）「年金改革前の中国都市部における公的年金制度の適用対象と給付水準—1995年都市部家計調査データに基づく考察—」『海外社会保障研究』No. 146, 54-72.
- 柯隆（2003）『中国の家計所得と消費構造に関する分析』富士通総研（FRI）経済研究所, 2003. 4. (研究レポート/富士通総研経済研究所, No. 162).

- 上村泰裕（2004）「東アジアの福祉国家—その比較研究に向けて—」大沢編（2004: 23–65）。
- 川副延生（1994）「中国における家計調査の方法について」名古屋商科大学, 1994. 3, 号数なし, 259–282.
- 川副延生（1998）「中国の家計調査における都市選定方法」『統計学』No. 74, 31–42.
- 経済産業省（2006）『通商白書 2006』第二章, 第 3 節 1 (8) 129–137, 経済産業省, 東京.
- 座間絢一（2006）「中国経済の現局面—『小康社会』の建設はどこまできたか」『経済』No. 134, 91–106.
- 島村史郎（2006）『統計制度論—日本の統計制度と主要国の統計制度』（財）日本統計協会, 東京.
- 社会政策学会編（2006）『東アジアにおける社会政策学の展開』法律文化社, 京都.
- 朱珉（2006）「中国における国民生活の最低限」社会政策学会第 112 回大会口頭報告配布資料 (http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/sssp/112_taikai/F_7-3_shu.pdf で報告時の ppt のみアクセス可能, 2006. 11 現在).
- 総務省統計局（2005）『家計調査年報 平成 17 年』総務省統計局, 東京.
- 武川正吾, イ・ヘギョン編（2006）『福祉レジームの日韓比較—社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会, 東京.
- 張丹（2006）「中国の家計構造の変化: 都市部で消費生活の多様化」中国情報局. http://news.searchina.net/disp.cgi?y=2006&d=1026&f=column_1026_005.shtml (2006 年 11 月 10 日アクセス).
- 鄒偉東・松川太一郎（1991）「中国の家計調査」九州大学中国経済研究会『中国の経済制度と統計・会計制度』.
- 中村隆英（1987）「中国の家計と生活水準」『日本家政学会誌』第 38 卷第 7 号, 663–667.
- 劉敬文（1998）「中国「9・5 計画」と国民生活」『季刊家計経済研究』通巻第 37 号, 41–50.
- 劉家敏（2006）「中国の個人消費を支える家計部門～所得・消費・貯蓄・投資から捉えた実態～」みずほ総合研究所. (みずほリポート).
- 丸山伸郎編（1994）『90 年代中国地域開発の視角—内陸・沿海関係の力学』アジア経済研究所.
- 若林敬子（2005）『中国の人口問題と社会的現実』, ミネルヴァ書房, 京都.
- 中国語文献（著者名ピンイン順）
- 北京大学中国経済研究中心発展戦略研究組（2000）《中国国有企業改革の回顧与展望》. <http://www.ccer.edu.cn/download/501-2.pdf> (2006 年 10 月 20 日アクセス).
- 国家統計局編（1986）《統計工作重要文献選編 1949–1985》中国統計出版社, 北京.
- 国家統計局城市抽樣調査総隊編（1988）《“六五”期間我国城鎮居民家庭收支調查資料》中国統計出版社, 北京.
- 国家統計局城市抽樣調査総隊編（1987）《全国城鎮居民家庭收支調查資料》中国統計出版社, 北京.
- 国家統計局城市社会経済調査総隊編（1988–1993）《中国城镇居民家庭收支調查資料》中国統計出版社, 北京.
- 国家統計局城市社会経済調査総隊編（1996–2005）《中国価格及城鎮居民家庭收支調查統計年鑑》中国統計出版社, 北京.
- 黒龍江省統計局ホームページ《城市住戸統計指標》. <http://www.hlj.stats.gov.cn/index.asp> (2006 年 11 月 20 日アクセス).
- 李実（2003）「九十年代末中国城市貧困の増加及原因」世纪中国網. http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/APCITY/UNPAN_018091.pdf (2006 年 11 月 10 日アクセス).
- 日本総務庁統計局（1987）=王玉祥訳（1988）《日本の家計調査》国家統計局城市抽樣調査総隊, 北京.
- 中国社会科学院社会学研究所（2003）「城鎮弱勢群体的特点、貧困原因及解困対策」中国社会科学網. http://www.sociology.cass.cn/shxw/shwt/t20031028_1579.htm (2006 年 11 月 15 日アクセス).
- 中華人民共和国国家統計局（2003）《国家統計調査制度—2003》(非市販品／部内資料).
- 中華人民共和国国家統計局（2005）《中国統計年鑑—2005》中国統計出版社, 北京.
- 中華人民共和国国家統計局ホームページ. <http://www.stats.gov.cn/> (2006 年 11 月 10 日アクセス).
- (おん かいえん 生活機構研究科福祉社会研究専攻 1 年)
(いとう せつ 福祉環境学科)